

議案第335号

地方独立行政法人大阪市民病院機構定款の一部変更について

地方独立行政法人大阪市民病院機構定款の一部を次のように変更する。

第22条中「第92条第2項」を「第88条第2項」に改める。

附 則

この定款の一部変更は、総務大臣の認可の日から施行する。

平成26年10月 1 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、定款の一部を変更する必要があるため、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
{ 太字は改正

地方独立行政法人大阪市民病院機構定款（抄）

（残余財産の帰属）

第22条 法第92条第2項に規定する残余財産があるときは、当該残余財産は、大阪市に帰属する。

第88条

(参 考)

地方独立行政法人法（抄）

(定 款)

第8条 省 略

2 定款の変更は、設立団体の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3-4 省 略